

# 院内感染対策指針

平成 30 年 1 月

池 端 病 院

## 第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

## 第2条 院内感染対策委員会の設置

- (1) 院内感染対策委員長は院内感染対策に必要な知識および技能を有する職員として病院長が任命する。
- (2) 委員は、病院長、薬局長、看護部長、看護師、リハビリ職、介護職、栄養士、事務職等を構成員として組織する院内感染対策委員会（以下、対策委員会）を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を行う。緊急時は、臨時会議を開催する。
- (2) 対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
  - ① 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し
  - ② 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
  - ③ 職員研修の企画
  - ④ 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
  - ⑤ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
- (3) 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- (4) 委員はその職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染対策以外のものは対策委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
- (5) 下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、ただちに保健所長を通じて都道府県知事へ届出る。
  - ① 一類感染症の患者、二類感染症又は三類感染症の患者又は四類感染症の患者無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
  - ② 五類感染症の患者のうち、侵襲性髄膜炎菌感染症、麻疹、風疹の厚生省令で定めるものの患者
- (6) 下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、7日以内に保健所長を通じて都道府県知事へ届出る。
  - ① 五類感染症の患者（侵襲性髄膜炎菌感染症、麻疹、風疹の場合は、ただちに届け出る。）

## 第3条 職員研修

- (1) 院内感染対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。
- (4) やむを得ず研修を不参加となった場合は資料を配布し、資料を参考にレポートを各部署長確認の上、感染委員会に提出する。

## 第4条 院内感染発生状況の報告、発生時の対応

- (1) 日常的に当院における感染症の発生状況を把握するシステムとして、共有フォルダー内の「感染情報レポート」を週1回更新し、月単位で作成する。スタッフの情報供給を図るとともに、対策委員会で再確認等して活用する。
- (2) 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
- (3) 報告が義務付けられている病気が特定された場合には速やかに保健所に報告する。

#### 第5条 院内感染対策マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

#### 第6条 患者への情報提供と説明

- (1) 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

#### 第7条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

- (1) 感染制御に関する質問は、日本環境感染学会事務局（厚生労働省委託事業）に FAX（03-6721-9132）または、福井県感染制御ネットワーク FAX（0776-61-8195）で質問を行い、適切な助言を得て活用する。
- (2) その他、医療機関内における院内感染対策を推進する。
  - ① 手指衛生の遵守
  - ② 感染物質による接触汚染または飛沫汚染を受ける可能性のある場合は個人用防護具を適切に配備し、正しく認識遵守する。
  - ③ 呼吸器症状のある患者には席による飛沫汚染を防止するため、サージカルマスクの着用を要請して汚染の拡散を防止する。
  - ④ 環境の清浄化
  - ⑤ 感染症患者の隔離
  - ⑥ 抗菌剤適正使用
  - ⑦ 予防接種の実施

本指針は平成24年7月1日より運用する。

平成29年12月 1日 一部改訂

平成30年 1月29日 一部改訂